

長野市都市内分権地区代表者会議要綱

(設置)

第1 都市内分権の推進に当たり地区における 各種団体を見直し、及び各種団体に対して交付する補助金を住民自治協議会に一括で交付すること について、**地区代表者と意見を交換し、実施に向けて課題を解決し、市と市民との合意の形成を図るため**、長野市都市内分権地区代表者会議（以下「地区代表者会議」という。）を置く。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、 鬼無里及び大岡の 30地区をいう。
- (2) 地区代表者 第5第1項の規定により選出されるそれぞれの地区を代表する者をいう。

(任務)

第3 地区代表者会議は、次に掲げる事項について意見交換、協議等を行う。

- (1) **各種団体の見直し及び補助金の一括交付の基本的な考え方** に関すること。
- (2) **必須事務の選定** に関すること。
- (3) **各種団体の見直しの過程及び見直し後の運用等** に関すること。

2 前項第2号の「必須事務」とは、市からすべての地区に依頼する事務で、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本来市の責務において実施すべきであるもの
- (2) すべての地区において実施すべきであるもの
- (3) 効果及び効率の面から、地区において実施することが適当であるもの

(組織)

第4 地区代表者会議は、 **地区代表者 60人以内** で組織する。

(地区代表者)

第5 地区代表者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、それぞれの地区において選出された者とする。ただし、 **1地区につき2人以内** とする。

- (1) 住民自治協議会長又は住民自治協議会設立準備会長
- (2) 地区区長会長
- (3) 地区における活動団体を代表する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか地区代表者として適当であると地区が認める者

(地区代表者の選出等の報告)

第6 **地区活動支援担当**（地区活動支援担当制度実施要綱（平成 18年4月1日施行）の規定により市長から任命された職員をいう。以下同じ。）は、当該地区において地区代表者が選出されたときは、速やかに長野市都市内分権地区代表者報告書（様式第1号）を **長野市都市内分権推進委員長**（長野市都市内分権推進委員会要綱（平成17年2月21日施行）第3第1項に規定する委員長をいう。以下「委員長」という。）

に提出し、その旨を **報告** するものとする。

2 地区活動支援担当は、 **地区代表者に変更** があったときは、速やかに長野市都市内分権地区代表者変更報告書（様式第2号）を **委員長** に提出し、その旨を **報告** するものとする。

（会議）

第7 **地区代表者会議は、委員長** が招集する。

（庶務）

第8 会議の庶務は、企画政策部企画課及び総務部地域振興課が行う。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な 事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19年11月22日から施行する。

（様式省略）